

議員提出第5号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

松江市と八束郡東出雲町の合併及び出雲市と簸川郡斐川町の合併に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 選挙区及び選挙すべき議員の数の改正

(2) 島根県議会議員一般選挙が平成23年4月10日に終了したことに伴う規定の整理

改正後	改正前
平成13年12月21日 島根県条例第66号	平成13年12月21日 島根県条例第66号
第1条 (略)	第1条 (略)
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)	(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)
第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項、第2項及び第8項_____	第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項、第2項及び第8項並びに <u>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)附則第2条第1項</u> の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。
_____の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。	

選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
仁多選挙区	仁多郡の区域	1人	八束選挙区	八束郡の区域	1人
邑智選挙区	邑智郡の区域	1人	仁多選挙区	仁多郡の区域	1人
鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人	簸川選挙区	簸川郡の区域	1人
隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人	邑智選挙区	邑智郡の区域	1人
松江選挙区	松江市の区域	11人	鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人	隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人
出雲選挙区	出雲市の区域	8人	松江選挙区	松江市の区域	10人
益田選挙区	益田市の区域	3人	浜田選挙区	浜田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人	出雲選挙区	出雲市の区域	7人
安来選挙区	安来市の区域	2人	益田選挙区	益田市の区域	3人
江津選挙区	江津市の区域	1人	大田選挙区	大田市の区域	2人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	3人	安来選挙区	安来市の区域	2人
			江津選挙区	江津市の区域	1人
			雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	3人

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第2条の表八束選挙区の項を削る改正規定及び同表松江選挙区の項の改正規定は平成23年8月1日から、同表簸川選挙区の項を削る改正規定及び同表出雲選挙区の項の改正規定は平成23年10月1日から施行する。